

関係各位

大阪府共募※事務局情報※No.233(改訂版1)

(2021.09.03)

◆住民より問合せがあれば、下記をご案内ください。

「令和3年8月島根県大雨災害義援金」(島根県共募)の募集について

1 趣旨

令和3年8月11日からの大雨により被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

令和3年8月島根県大雨災害義援金

3 募集期間

令和3年8月25日(水)から同年9月30日(木)まで

4 主催

島根県共同募金会、島根県、日本赤十字社島根県支部、NHK松江放送局、NHK厚生文化事業団、山陰中央新報社、山陰中央新報社会福祉事業団、山陰中央テレビジョン放送株式会社

5 義援金受入口座

| 金融機関 | 支店名 | 口座番号 | 口座名義 |
|--------|----------------|------|---------------------------|
| ゆうちょ銀行 | 00990-2-325653 | | 島根県共同募金会 令和3年8月大雨災害義援金 |

※ ゆうちょ銀行の窓口での振替手数料は無料となります。

6 現金書留による義援金の送金について(9月2日より適用)

(宛先) 〒690-0011 島根県松江市東津田町 1741-3

社会福祉法人島根県共同募金会

※宛名のところに「救助用郵便」と明記してください。

※郵便料金は免除となります。

7 義援金の配分

島根県共同募金会で取りまとめた義援金は、島根県、日本赤十字社島根県支部、島根県共同募金会等で構成された義援金配分委員会で決定し、被災者に配分します。

8 義援金の税制上の取り扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に募集要綱を添えてご提出ください。

[該当する税制優遇措置]

- ・ 所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・ 地方税法第37条の2第1項及び同法第314号上の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当

9 その他

(1) 災害義援金のみ取り扱います。救援物資・物品の取り扱いは行いません。

(2) この要綱は、令和3年8月25日から施行します。

令和3年9月2日改正（第2版）

10 問い合わせ先

社会福祉法人島根県共同募金会

〒690-0011 島根県松江市東津田町 1741-3

T E L : 0852-32-5977

F A X : 0852-32-5978

※地区募金会において義援金を受付けた場合の処理について

1. 領収書の発行について

- 但し書きに、「令和3年8月島根県大雨災害義援金として(預り)」と記入し発行して下さい。
- 地区領収書の右肩、縦書きで記載されている条文は削除ください。
- 税制上の優遇措置をご希望の場合は、本会へ別紙「寄付者氏名・住所・金額・受付月日」をお知らせください。
本会から県共募へ名簿を送付し発行依頼を行います。

2. 各地区募金会から本会への送金口座(速やかに送金お願いします。)

・郵便振替

| 金融機関 | 口座番号 | 口座名義 |
|--------|-------------|----------------|
| ゆうちょ銀行 | 00990-8-220 | 社会福祉法人大阪府共同募金会 |

※通信欄に「令和3年8月島根県大雨災害義援金」と記入ください。

・他行から振込む場合(本会へご連絡ください。)

| 金融機関 | 口座番号 | 口座名義 |
|-------------|-------------|----------------|
| ゆうちょ銀行 ○九九店 | (当座)0000220 | 社会福祉法人大阪府共同募金会 |

※他行から振込む場合は、手数料がかかります。

3. 義援金の会計処理について

各地区募金会にて義援金を受領した場合、新会計システムでの処理が必要です。

サービス区分

「災害たすけあい義援金サービス区分」

収入科目

「他県受入災害義援金収入」

支出科目

「府共募への支出 災害たすけあい義援金送付金」

上記のサービス区分及び科目にて処理をお願いします。

※お願い※

地区募金会で受け入れた義援金は、必ず本会へ送金をお願いします。



令和3年8月島根県大雨災害義援金募集要綱【第2版】

社会福祉法人島根県共同募金会

1 趣 旨

令和3年8月11日からの大雨により被災された方々を支援することを目的に義援金の募集を行います。

2 義援金の名称

令和3年8月島根県大雨災害義援金

3 募集期間

令和3年8月25日（水）から同年9月30日（木）まで

4 主 催

島根県共同募金会、島根県、日本赤十字社島根県支部、NHK松江放送局、NHK厚生文化事業団、山陰中央新報社、山陰中央新報社会福祉事業団、山陰中央テレビジョン放送株式会社

5 義援金受入口座

| 金融機関 | 支店名 | 口座番号 | 名 義 等 |
|--------|-----|----------------|---------------------------|
| ゆうちょ銀行 | | 00990-2-325653 | 島根県共同募金会 令和3年8月大雨災害義援金 |

※ゆうちょ銀行の窓口での振替手数料は無料となります。

6 現金書留による義援金の送金について（9月2日より適用）

（宛先）〒690-0011 島根県松江市東津田町1741-3
社会福祉法人 島根県共同募金会

※宛名のところに「救助用郵便」と明記してください。

※郵便料金は免除となります。

7 義援金の配分

本会でとりまとめた義援金は、島根県、日本赤十字社島根県支部、本会等で構成された義援金配分委員会で決定し、被災者に配分します。

8 義援金の税制上の取扱い

この義援金は、税制優遇措置の適用対象となります。確定申告に際しては、金融機関で受け取る振込金受領証等に本募集要綱を添えてご提出ください。

なお、本会発行の領収書が必要な場合は、別紙「領収書希望者名簿」に必要事項を記入の上、本会へ送付ください。後日、領収書を発行いたします。

[該当する税制優遇措置]

- ・所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」に該当
- ・地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村または特別区に対する寄附金」に該当

9 その他

- (1) 災害義援金のみを取り扱います。救援物資・物品の取り扱いは行いません。
- (2) この要綱は、令和3年8月25日から施行します。

令和3年9月2日改正（第2版）

10 問い合わせ先

社会福祉法人島根県共同募金会

〒690-0011 島根県松江市東津田町 1741-3

TEL : 0852-32-5977 FAX : 0852-32-5978

E-mail : akaihane@fukushi-shimane.or.jp

受付時間 月～金曜日（祝日を除く）の午前8時30分～午後5時